

記入例

(協議離婚)

離婚届

離婚届を提出する日付を記入してください。

令和●年●月●日 届出

東京都府中市 長 殿

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

離婚届と同時に転居届や転入届を出す場合は、届出後の内容を書いてください。
転出届を同時に出す場合は転出前の内容を書いてください。

離婚届だけでは住所や世帯主は変わりません。開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

戸籍謄本に記載されている父母(養父母)を現在の氏名で記入してください。

令和 年 月 日	午前 午後 時 分 受 領
夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 未 来 庁 ☐ 無 ☐ その他 ()
不 受 理	☐ 有 ☐ 無
通 知	☐ 要 ☐ 要 無
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 未 来 庁 ☐ 無 ☐ その他 ()
不 受 理	☐ 有 ☐ 無
通 知	☐ 要 ☐ 要 無
使 者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 未 来 庁 ☐ 無 ☐ その他 ()
送 付	令和 年 月 日

住所を定めた年月日	
夫	記入不要 日
妻	日

(フリガナ)	夫 フチュウ 太郎	妻 フチュウ ハナコ
氏 名	府 中 太 郎	府 中 花 子
生 年 月 日	昭和 元 年 12 月 31 日	昭和 元 年 9 月 30 日
住 所	東京都 府中市 宮西町 2丁目 24番地の 1	東京都 府中市 西府町 1丁目 60番地の 1
本 籍	東京都 府中市 寿町 1丁目 5 番地 の 1	
(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 府中 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	夫の父 府中 一郎 続き柄 長 男 母 府中 ひばり	妻の父 東京 一都 続き柄 二 女 母 窓口 けやき
養父 長男、二男、三男 … 続き柄	養父 窓口 努 続き柄	養母 養 女
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる 東京都府中市府中町2丁目24 番地 の 8 (フリガナ) マドグチ ハナコ 筆頭者の氏名 窓口 花子	
未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子 府中 春男	妻が親権を行う子 府中 夏男 府中 秋子
同居の期間	平成●年●月 から 令和●年●月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	☐ 夫 の住所と同じ (左記以外の場合) 丁目 番地 号 ☒ 妻	
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業 専門・技術職	妻の職業 事務職
その他	夫と妻の署名(それぞれ自署)	
届出人署名(※押印は任意)	夫 府中 太郎 印	妻 府中 花子 印

日中連絡のつきやすい番号を記入してください。

連絡先 夫 (●●●)●●●●-●●●● 妻 (●●●)●●●●-●●●●

協議離婚の場合、成人2名の署名が必要です。
(裁判での離婚の場合は不要)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	府中 一郎 印 戸籍 知恵 印
生 年 月 日	昭和 平成 33 年 3 月 3 日 昭和 平成 19 年 2 月 2 日
住 所	東京都 府中市 寿町 1丁目 5番地の 1 東京都 調布市 小島町 2丁目 35番地 1 調布ハイツ202
本 籍	東京都 府中市 寿町 1丁目 5 番地 の 1 宮城県 仙台市 青葉区 国分町 3丁目 7 番地 番

＜旧姓にもどる場合＞

☒ もとの戸籍にもどる：婚姻直前の本籍・筆頭者の氏名

☒ 新しい戸籍をつくる：新しい本籍・旧姓にもどる方本人の氏名

※婚姻前の戸籍が除籍となっており、もどれない場合は、新しい戸籍をつくることになります。

＜婚姻中の氏を継続する場合＞

この欄は空欄です。「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を同時に提出してください。
離婚届と別で「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する場合には、一度婚姻前の氏に戻ります。

・未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

☒ 面会交流について取決めをしている。

☐ まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流をすること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。

☒ 養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法：☒ 公正証書 ☐ それ以外

☐ まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

未成年の子、経済的に自立していない子がいる場合は記入してください。

未成年の子がいる場合は記入してください。

離婚届で親権者を定めただけでは、お子さんの戸籍(氏)は変わりません。
離婚届提出後、家庭裁判所に申立を行い、「入籍届」を提出してください。

関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください

に考えておくべきことをまとめた情報を法務

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374

【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

離婚届の書きかた・出しかた(府中市)
提出する前にご確認ください

◎署名は必ず本人が自署してください。